



やお市政だより

第389号

昭和44年8月5日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL代03881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよるごびに生きましょう。

交通問題



不法駐車摘発に乗り出します

路上でわが物顔にどっかりとすわり込んだ車。道路を車庫代りとはばかり、いすわりを決めこむ青空駐車。

近ごろ、この駐車違反の車が非常にふえています。道を利用する車や歩者にとって、こんな不愉快なものはありません。

不法駐車は、単に迷惑をかけるだけでなく交通停滞の原因ともなり、恐ろしい人身事故の原因にさえなります。

道路はまずスムーズに往来できてこそその本来の意味があるわけです。

このため、8月を「違法 駐車排除強調月間」と定め、11日から月末まで、八尾警察では一般取り締りのほか警ら隊による特に強力な取り締りを行ない、駐車違反の摘発に乗り出すことになりました。

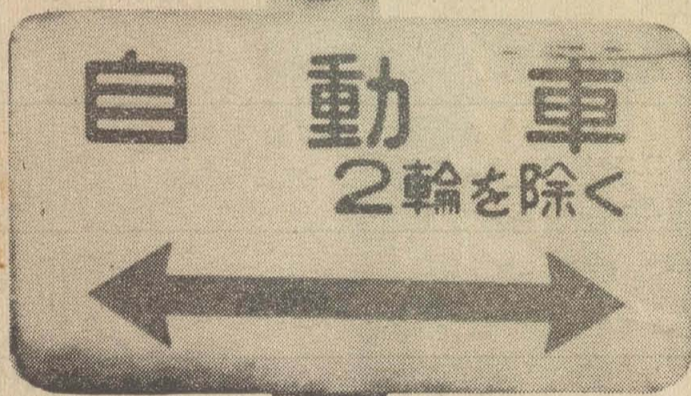
不法駐車でも人身事故が起ります

路上に駐車された車の列から、ひょっこり飛び出したことも、進行してきた車にはねられたという事故は、めずらしくありません。車さえ置いていなかったら、助かったかもしれないと、なげく母親もたくさんおられることでしょう。

とかく事故は起した当事者の不注意がせめられるようですが、少なくともこのような不注意を起さないような環境にすることを忘れてはなりません。

ほんの少しの間とか、他の車が通れるからといって駐車されるのですが、ドライバーもこの駐車のためにどんな事故が発生するか、これだけたくさんの人に迷惑をかける、この際じっくり考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

生活は年々便利になり、車も大衆化されました。大衆が使うとなれば、一歩誤ると凶器にもなる車です。当然それを使う人の公德心がどうかということが問題になってきます。常にルールを守って、便利になったが交通公害もふえたといったことがないようにしましょう。



町ぐるみの運動も始まっています

市民の中にも町内ぐるみこの問題と取り組んで、不法駐車をなくそうという動きもあります。

山城町の山城町東町会では来月から、まず町内会で車を持っている人々で、不法な駐車を絶対にやらないことを申し合わせると共に、道路に面した家で監視当番をつくり、他から入ってきた不法駐車に対して、不法駐車をしないよう呼びかけることになりました。

この問題は警察の取り締りに頼ってはいけません。根本的な解決はむづかしく、市民のみなさんの積極的なご協力をお願いします。

こんなときが駐車違反です

- ▷歩道上 ▷バスなどの停留所から10m以内
- ▷交差点内および交差点から5m以内
- ▷車庫などの直前および3m以内 ▷横断歩道上および手前5m
- ▷消火栓から5m以内 ▷消防用器具庫から5m以内
- ▷火災報知機から1m以内 ▷道路工事区域から5m以内

このほかに踏切、軌道敷内、勾配の急な坂などが法定駐車禁止場所に定められています。

違反の車には「カギ付きステッカー」をつけてます

今回から駐車違反の車に、カギ付ステッカーをミラーにつけることになりました。

これまでの呼出しステッカーは風に飛ばされたり、破られたりし、呼出した応じるのがごく少数で、警察でも手を焼いていましたが、こんど使われるステッカーは、たて8cm、よこ10cmのカードを厚いビニール袋に入れ、鎖と錠で車のサイドミラーにガチャリとつけるものです。

この新しい制度によりますと、90%が出頭したという実績があり、徹底的に駐車違反をなくしていくことになっています。

やお市政だより

昭和44年8月5日

2

第389号

市の行事

8/11 (月)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★心配 13.00~16.00 福祉会館 ★国保「海の家」開設 (13日まで)	★ツベルクリンの接種 13.30~15.00 大正中 ★住民検診・老人検診 10.00~15.00 大正中
12 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民ホール内人権擁護委員会室 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★青少 9.00~17.00 教育センター ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所
13 (水)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★結婚 13.00~16.00 福祉会館	★ツベルクリン反応の判定とBCG接種 13.30~15.00 大正中
14 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★婦人スポーツ教室 (バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室 () 17.30~21.00	★青少 9.00~17.00 教育センター
15 (金)	★近畿交通安全デー ★終戦記念日 ★家児 10.00~16.00 福祉会館	★3歳児 (女児) の健康診査 13.30~15.00 八尾保健所
16 (土)		
17 (日)	★第10回八尾市長旗・連盟旗争奪軟式野球大会 9.00~ 山本球場他 ★結婚 13.00~16.00 福祉会館	
18 (月)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★心配 13.00~16.00 福祉会館 ★行政 13.00~16.00 市民相談室	★ツベルクリンの接種 13.30~15.00 中高安小、曙川小 ★住民検診・老人検診 10.00~15.00 中高安小、曙川小
19 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 市民相談室 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★少年防犯野球大会 (8/19~8/22) 9.00~ 山本球場 ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所 ★出張献血 10.00~15.00 市立病院 ★青少 9.00~17.00 教育センター
20 (水)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ツベルクリン反応の判定とBCG接種 13.30~16.00 中高安小、曙川小	
21 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★婦人スポーツ教室 (バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室 () 17.30~21.00	★青少 9.00~17.00 教育センター ★法律 13.30~16.00 市民相談室
22 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館	
23 (土)		
24 (日)	★第10回八尾市長旗・連盟旗争奪軟式野球大会 9.00~ 山本球場他	
25 (月)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★心配 13.00~16.00 福祉会館 ★府・市民税第2期納期限	

★この欄は切り取って適当な所へ貼ってください。余白はメモにどうぞ。



《8月の納税移動窓口車》

府市民税第2期の納期限は、今月25日です。今月も、つぎの日程で移動窓口車が、各地区に駐車し、納税事務を取りあつかいますので、隣り近所、お誘い合わせのうえ、ご利用ください。

とき	午前	午後
18(月)	萱振緑ヶ丘公園	友井ミツルギ神社 久宝園住宅
19(火)	佐堂杵築神社	竹洲南陽温泉 新町温泉
20(水)	東本町小林住宅	西山本DMストア 北本町八尾センター
21(木)	相生町日の出市場	中田高安市場 教興寺高安ストア
22(金)	梶町2更エタパコ店前	上之島北、山本中央市場 都塚ソルミ橋 末広町八尾デパート
23(土)	東山本町ママストア前	植松 波川神社

時間は、いずれも午前は10時から12時まで、午後は2時から4時までです。

ただし、友井ミツルギ神社と竹洲南陽温泉は、午後2時から3時、久宝園住宅と竹洲新町温泉は午後3時から4時までです。



《人権相談、8月はお休み》

毎月第3水曜日に開いています人権相談は8月はお休みです。もし相談がありましたら、いつでも次の各委員の自宅へ直接お越しください。来月以降は平常どおり、第3水曜日に市役所内で開きます。

☆武田京三 (久宝寺3丁目1の1) ☆池田智 (本町5丁目6-25) ☆上田由松 (安中町8丁目13-15) ☆米沢保 (河削45の1) ☆稲本孝司 (郡川380) 敬称略



《電話番号変更のお知らせ》

竹洲出張所の電話番号が8月1日からかわりましたので、おまちがえのないように、
I (新番号) 06 (708)-3020
I (旧番号) 0729 22'-4868



人の動き =7月1日現在=

人口総数	207,112 (+ 758)
男	104,705 (+ 350)
女	102,407 (+ 408)
世帯数	62,502 (+ 351)

() 内は前月よりの増減です。

注

家児	=家庭児童相談	交通	=交通相談
心配	=心配ごと相談	結婚	=結婚相談
行政	=行政相談	青少	=青少年 愛護相談
法律	=法律相談		

成人病早期発見へ 集団検診

■21日から竹洲・久宝寺地区で

市では、成人病(40歳以上の人に多い高血圧、ガン、心臓病)の早期発見のため40歳以上の市民の方を対象に毎年成人病検診を行なっています。

ことしの成人病検診は、8月21日から竹洲地区と久宝寺地区で行ないます。検診方法は、まず血圧測定と検尿をし、異常者に精密検査(心電図、眼底カラー撮影、整形外科)を行ないます。

対象者には、受診券を配布しますので、通知を受けた方は、全員、うけてください。(当日、受診券を必ず持参してください)

〈日程〉 竹洲地区 8月21、22日 竹洲小学校

久宝寺地区 8月25~28日 久宝寺小学校

時間はいずれも午前9時30分から午後3時まで。





市の動き

●市民税軽自動車税の減免範囲がひろげられました

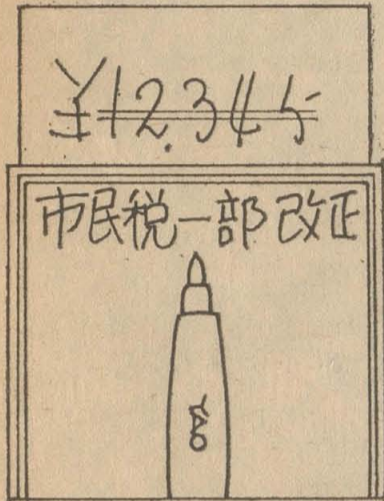
6月の定例会で市税条例の一部が改正されました。

＜市民税＞

つぎの事項にあてはまる人で市民税の全額負担が困難な方は、減免を受けられます。

(カッコ内は、今までの減免範囲です)

①失業者とことしの所得額が前の年よりも



4割以上上がる方で前年の所得額が65万円(50万円)以下の方

(注) 控除対象配偶者や扶養親族のあるかたについては、次の表のように人数に応じて所得額が引きあげられます。たとえば、あなたが奥さんと子供3人あり、前年の所得額が93万円以下であればよいことになります。

配偶者または扶養親族の数	前年の所得金額	加算額
1人のかた	75万円以下	最初の1人... 10万を加算
2人のかた	81万円以下	2人目から1人につき6万円を加算
3人のかた	87万円以下	
4人のかた	93万円以下	
5人のかた	99万円以下	

②障害者、未成年者、老年者または寡婦に該当する人で前年の所得額が40万(30万)円以下の方

③均等割を納めなければならない方で前年の所得額が40万(30万)円以下の方

④前年の所得額が12万(10万)円以下の方

(注) たとえば、あなたが奥さんと子供3人あり、前年の所得が30万円以下であれば減免を受けられることになります。

配偶者または扶養親族の数	前年の所得金額	加算額
1人のかた	18万円以下	最初の1人... 6万円を加算
2人のかた	22万円以下	2人目から1人につき4万円を加算
3人のかた	26万円以下	
4人のかた	30万円以下	

＜軽自動車税＞

①肢体不自由者(上肢、下肢または体幹に障害のある人)、視覚、聴覚、平衡機能、心臓機能、または、呼吸器機能に障害のある人で身体障害者手帳の交付を受けているかたが

所有し、運転される原動機付自転車または、軽自動車などについては、1台に限り減免を受けられます。

また戦傷病者手帳だけ交付を受けている方もその障害の程度減免を受けられます。(今までは、上肢、下肢、または体幹のいわゆる肢体不自由者に限られていました)

②今度の改正で次の事項が加えられました
肢体不自由者、および視覚、聴覚、平衡機能、心臓機能または呼吸器機能に障害のある次の表にかかげる 重度下肢等障害者が所有し、かつその者と生計を同じくする者がもつばら、その重度下肢等障害者のために運転される原動機付自転車または軽自動車などについては減免を受けられます。

＜重度下肢等障害者＞

★重度下肢等障害者とは次のとおり

(イ) 身体障害者福祉法施行規則別表による

障害の区分	障害の級別
肢体不自由	1級から3級までの各級
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級から4級までの各級
平衡機能障害	3級
心臓機能・呼吸器機能障害	1級及び3級の各級

(ロ) 恩給法別表による

障害の区分	不具廃疾の程度
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第2項症まで及び第4項症の各項症
上肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症
視覚障害	特別項症から第2項症まで及び第4項症から第6項症までの各項症
聴覚障害	第2項症及び第4項症の各項症
平衡機能障害	特別項症から第2項症まで及び第4項症の各項症
心臓機能または呼吸器機能の障害	特別項症から第2項症まで及び第4項症の各項症

●夏休み中 こどもの交通事故に注意しよう

夏休みがはじまっていますが、こどもたちは、夏休みという開放感から、心にゆらみがかきやすく、危険な行動をとりがちです。

このような時期には、交通事故が起りやすいため、家族ぐるみで、つぎの点に注意し、交通事故から幼い命を守りましょう。

★道路で遊ばさないように、とくに裏通りも危険であるということを教えてください

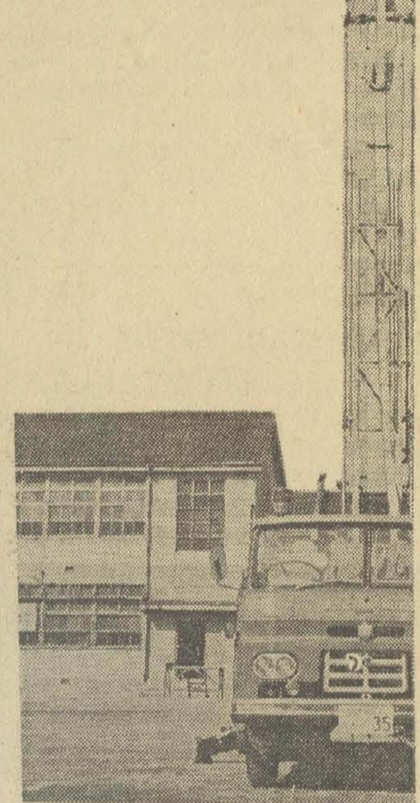


★急に道路へとび出さないよう注意しよう

★自転車は、体にあったものをあてえ、よく点検し、手ばなし、ふたり乗りなど危ない乗り方はやめさせましょう

★サイクリングには、必ず指揮者をつけて行かせてください

●ことし 上半期の 火災発生は 72件です



消防本部は、このほど、ことし上半期(1月～6月末)の火災の実態をまとめました。火災件数は、72件うち60件が建物火災、残りの12件が車両火災となっています。

つまり、2日半に1件の割合で市内のどこかで火災が発生し、市民の大切な財産が失なわれています。

■地域別では竹淵、竜華、大正、志紀と国鉄関西線以南に多く発生しています。

時間別になると午後3時から6時ごろまでが最も多く、夜間から翌朝にかけて減少しています。

また火災の原因では、たばこの吸いながら圧倒的に多く、火遊び、石油ストーブの順となっています。

72件の火災のうち43件(60%)は、消防隊の到着前に市民の手で消火されており、その被害は、著しく軽減されています。

●市営住宅の空家 1戸の入居者を募集中

市は、昭和26年建設の市営萱振住宅、第1種第17号(1戸)の空家入居者を募集します。

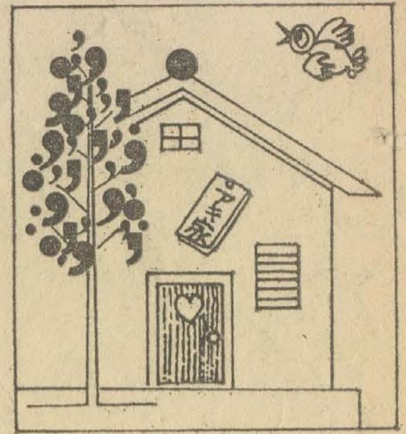
▷戸数 市営萱振住宅 第1種 1戸空家 (八尾市緑ヶ丘1丁目118-2)

▷家賃 1,400円

▷敷金 家賃の3倍(4,200円)

＜申込み資格＞

▷一定の業務に従事し、親子夫婦で構成す



る2人以上の家族または、これに準ずる人で家賃の支払能力があるもの

▷現在 八尾市内の職場につとめている人または、住んでいる人

▷市内に独立の生計を営む保証人が2人ある人

＜手続き＞

▷申込み用紙の交付と場所=8月15日(金)午前9時から午後5時まで、市役所3階の建築課

▷申込み受付日と場所=8月20日(水)午前9時から午後5時まで、市民ホール

▷提出書類=米穀通帳 市民税領収書(前年度)、給与証明

▷抽せん日と場所=8月23日(土)午前10時 市民ホール

●北本町、山城町、などが新住居表示になります

9月1日から、つぎの地域に住居表示制度が実施されることになりました。

＜実施区域＞

○北本町1丁目～4丁目 ○山城町1丁目～5丁目 ○佐堂町1丁目～3丁目 ○末広町1丁目～5丁目 ○宮町1丁目～4丁目

この区域内に住居されている方の住所、および事業所などの所在地のあらわし方が、今までのような番地を使わず、新しい制度の住居番号を使うこととなります。

新しい住所となる住居番号は、通知書をもってみなさんにお知らせすることになっています。

また近いうちにアルミ製の番号札もお配りしますので、建物の入口あるいは、門などで見やすい場所へ取りつけてください。

なお、この事業を実施するために行なった実態調査は、7月5日現在ですから、それ以後に新しくこの地域内に住居をもたれた方、あるいは通知書が届いていない方も、市の地籍調査までご連絡ください。

●消費生活リーダー養成講座 座生を募集しています

関西消費者協会では、府の委託で消費生活に新しい感覚をおこむ意味で「消費生活リーダー養成講座」を開きますが、いまその受講生を募集しています。

▷定員 3市で50名、先着順

▷資格 20歳以上で消費生活問題に熱意をもち受講終了後もひきつづき、地元の消費生活活動に参加できる方(八尾、東大阪、柏原の各市に住んでいる人)

▷受講期間 9月3日～11月5日までの毎週水曜日、午後1～4時まで

▷場所 八尾商工会議所(市役所前)

▷申し込み 8月20日までに市産業課へ



やお市政だより

第389号

4

昭和44年8月5日

市の話題



〈肢体不自由児訓練所に温水プールが誕生しました〉

肢体不自由児訓練所に、先月18日、温水プールが完成し、こどもたちはプールの中に魚を放して、にぎやかに魚つかみ大会を開きました。

これは、35度の温水で不自由児の体をほぐし、機能を少しでも回復させようというもので、33人の不自由児たちは水着姿でプールに入り、フナやウナギ、ドジョウなど80匹を放して魚を追い、温水でグツリ魚をつかんで大喜びでした。(写真①と②)

〈洋介、喜多代さんが「1日食品衛生監視員」をつとめました〉

「夏の健康を守る運動」のひとつとして各地で「食品衛生監視」が行なわれていますが八尾保健所では、先月16日、浸才師の島田洋介、今喜多代さんを「1日食品衛生監視員」にむかえ市内の市場2カ所を監視しました。

この日、監視をうけた市場では、ぬきうち検査に店の人もお客もびっくり。

しかし衛生上、好ましくない指摘された店は1店もなく、ご両人は、盛んにいつもの口調でお客や店の人と冗談をいっていました。(写真③)

〈市民課入口に広報写真掲示板ができました〉

先月26日、市民課入口に広報写真掲示板が設けられ、市役所を訪れた市民たちは、市の動きを示す写真展に見入っていました。

これは、今年の2月に完成した新庁舎、市民課のロビーがいかに殺風景なので、広報

写真や市政だよりをばって、市民にみてもらおうと設けたもので、掲示板は縦80cm、横60cmで、パネル板でできています。公聴課では、市政だよりを月2回、写真を1回ばかり変えていく予定です。(写真④)

〈八尾木のつばめ子供会がカ退治に殺虫剤を散布しました〉

先月28日、八尾木の「つばめ子供会」の児童たちが、「住みよい街にしよう」と町内の排水溝や雑草のはえた広場などに殺虫剤散布を行ないました。

参加したのは、この子供会の4～6年の13人で、帽子やマスクをした児童たちは、市衛生課から借用したBHCやスミチオン乳剤を手動式散布機に入れて、汗びしょりになって薬剤散布を行ないました。児童たちは「これでカやハエはきっとおらんようになるぞ」と目を輝かせていました。(写真⑤)

〈コガタアカイエカの幼虫を駆除するテストが行なわれています〉

市衛生課では、八尾保健所と府と協力して日本脳炎対策に取り組んでいます。

これは日本脳炎の病原菌を媒介するコガタアカイエカを幼虫のうち駆除しようと防疫薬剤サンパー5B粒剤を10アールにつき3キログラムを竜華農業協同組合の協力をえて竜華操車場を中心として北側は関西本線まで、南側は国道25号線までの水田2ヘクタールに散布してその駆除効力を調べています。この薬剤の効力は約20日間ですが、今のところ散布地域にはコガタアカイエカの幼虫の発生はみられません。(写真⑥と⑦)



しあわせを築く道

明治維新によって、日本社会は資本主義社会へと大きく変わって行きます。開港・貿易をせまられ、欧米諸国にならんで行くために、急速に国内の統一をはからなければ、日本を独立国として守りとおすことがむずかしくなりました。

そこで、明治政府は国内の商工業の発展に力を入れるとともに、軍備を強化しました。「富国強兵」というのが当時の政府のめあてでした。

「諸制御一新」によって従来の身分制度はなくなりました。しかし倒幕に味方した藩主に対しては、多くの土地や公債をあたえ、身分も華族として重用したのに、新政府には商工業者や農民の代表が加えられず、一般庶民のくらしも高まることはありませんでした。

とくに、国民の80パーセントを占めた農民のくらしは、かえって苦しくなりました。

これまで地主におさめていた年貢は、地租として政府におさめることになっただけで、小作料も前と変わることなく、そればかりか村が共有していた入会地

同和教育の手引 ⑱

は、皇室のものが政府のものとなって、自由に木をきり草を刈ることもできなくなりました。

このため各地で一揆が度々おこり、その数も1887年(明治10年)までに200件にものぼったといわれます。

農民に対してさえこのような状態でしたから、部落民のくらしがよくなるはずはありません。しかし、政府の下級役人加藤弘之は、「非人やえたを人間外のあつかいにするのは天理にそむく。御一新にあたって、これをすっきり解放しないのはまちがっている」といっており、また1871年土佐藩出身の大江卓は、1月と2月の2回にわたって意見書を出し、部落の人々を身分上で平等にあつかうだけでなく、経済的な向上をはかろうとしました。

こうした世論におされて、明治4年8月28日、政府は「えた解放令」を發布しました。その内容は、「今後はエタや非人の呼び名を廃止する。身分も職業も平民と同等にする」というものでした。

